

## 随意契約参加確認公募

次のとおり、公募します。

令和3年3月10日

旭川市長 西 川 将 人  
( 公 印 省 略 )

### 1 公募する趣旨

本契約について、受託を希望する者を公募するものである。

応募要件を満たす者にあつては、見積合せにより契約の相手方を決定し、契約手続に移行する。

### 2 担当部局

旭川市6条通10丁目旭川市役所第三庁舎3階 建築部市営住宅課管理係

電話 0166-25-8510 FAX 0166-24-7009

### 3 契約概要

(1) 件 名 市営住宅退去者滞納家賃収納業務委託

(2) 業務内容 所在不明等により収納が困難となっている市営住宅退去者の滞納家賃の  
収納業務

ア 委託する滞納家賃の概要

所在不明等により収納が困難となっている市営住宅退去者の滞納家賃

イ 委託を予定している滞納家賃の額と件数

約30,000千円 約50件

ウ 委託する業務

(ア) 契約の相手方が弁護士又は弁護士法人（以下「弁護士等」という。）  
の場合の詳細は、仕様書（案1）のとおり。

(イ) 契約の相手方が債権管理回収業者及び弁護士等の2者（以下「債権  
管理回収業者等の2者」という。）の場合の詳細は、仕様書（案2）  
のとおり。

(3) 委 託 料 収納した家賃額に対し、見積合せにより決定した割合を支払うこととする。

(4) 履行期間 契約締結日（令和3年4月中を予定）から令和4年3月31日まで

### 4 応募要件

弁護士等であること又は債権管理回収業者等の2者であることを要件とする。

参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）が弁護士等の場合は、次に掲げるもののうち、(2)を除く要件を全て満たしていること。参加希望者が債権管理回収業者等の2者の場合は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 弁護士等

弁護士法（昭和24年法律第205号）第8条の規定に基づき日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された弁護士又は同法第30条の2に規定する弁護士法人であること。

(2) 債権管理回収業者

債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条の規定に基づき債権管理回収業に係る法務大臣の許可を受けており、かつ、納付勧奨業務を営むことについて同法第12条ただし書の規定に基づき法務大臣の承認を受けていること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）第7条第1項に規定する暴力団関係事業者でないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていないこと。

(5) 公募の日から参加意思確認書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定を、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(7) 市町村税の滞納がないこと。

5 公募文等の交付期間、場所及び方法

令和3年3月10日から同年3月29日まで2の担当部局で交付するほか、次のアドレスのホームページにおいてダウンロードできる。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/401/402/d072764.html>

6 参加意思確認書等の提出

参加希望者は、次のとおり参加意思確認書等を提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 参加意思確認書

(ア) 弁護士等の場合 様式1の1

(イ) 債権管理回収業者等の2者の場合 様式1の2

イ 弁護士の場合（債権管理回収業者等の2者において提出する弁護士を含む。）

日本弁護士連合会が発行する弁護士資格証明書

ウ 弁護士法人の場合（債権管理回収業者等の2者において提出する弁護士法人を含む。）

登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

エ 債権管理回収業者の場合

(7) 法務大臣による債権管理回収業に係る許可証（債権管理回収業に関する特別措置法第3条関係）の写し

(イ) 法務大臣による納付勧奨業務に係る兼業承認の承認書（債権管理回収業に関する特別措置法第12条関係）の写し

オ 納税証明書（市町村税の滞納がないことの証明）

(2) 提出期限 令和3年3月29日（月）午後5時

(3) 提出場所 2に同じ。

(4) 提出方法 持参し，又は郵送すること。

(5) その他

ア 提出期限を過ぎて提出され，又は到着した参加意思確認書は，無効とする。

イ 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は，提出者の負担とする。

ウ 市長は，提出された参加意思確認書等を参加意思確認書等の審査以外に提出者に無断で使用しない。

エ 提出された参加意思確認書等は返却しない。

## 7 参加意思確認書等の審査結果通知

参加意思確認書等の提出があった者には，令和3年3月31日（水）までに次に掲げる事項を記載した参加意思確認結果通知書（様式2）をファクシミリにより通知する。なお，通知期限の翌日において，通知がない場合は，2の担当部局に連絡し確認すること。

(1) 応募要件を満たすとした者にあつては，応募要件を満たすとした旨並びに今後の契約手続についての概要及び詳細について別途通知する旨

(2) 応募要件を満たさないとした者にあつては，応募要件を満たさないとした旨及びその理由並びに所定の期限までに応募要件を満たさない理由について説明を求めることができる旨

## 8 その他

(1) 参加意思確認書等に虚偽の記載をした場合は，当該参加意思確認書は無効とする。

(2) その他の本公募に関する問合せ先 2に同じ。

様式1の1

参加意思確認書

年 月 日

(宛先)旭川市長

申請者

住 所

氏 名

⑩

〔 弁護士法人にあつては、主たる事務所の  
所在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

件 名 市営住宅退去者滞納家賃収納業務委託

令和3年3月10日付けで公募のありました、上記契約の実施を希望します。

なお、応募要件を満たしていること並びに本確認書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類名	添付の有無
日本弁護士連合会が発行する弁護士資格証明書の写し	有・無
登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	有・無
納税証明書（市町村税に滞納のないことの証明）	有・無
	有・無
	有・無
	有・無

申請担当者役職・氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

(連絡先は間違いのないよう記入してください。)

様式1の2

参加意思確認書

年 月 日

(宛先)旭川市長

申請者

住 所

(債権管理回収業者) 商号又は名称

代表者氏名

㊞

住 所

(弁護士又は弁護士法人)

氏 名

㊞

〔 弁護士法人にあつては、主たる事務所の  
所在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

件 名 市営住宅退去者滞納家賃収納業務委託

令和3年3月10日付けで公募のありました、上記契約の実施を希望します。

なお、応募要件を満たしていること並びに本確認書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類名	添付の有無
日本弁護士連合会が発行する弁護士資格証明書の写し	有・無
登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	有・無
法務大臣による債権管理回収業に係る許可証の写し	有・無
法務大臣による納付勧奨業務に係る兼業承認の承認書の写し	有・無
納税証明書（市町村税に滞納のないことの証明）	有・無

(債権管理回収業者)申請担当者役職・氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

(弁護士又は弁護士法人)申請担当者役職・氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

(連絡先は間違いのないよう記入してください。)

様式 2

旭 住 第 号  
令和 3 年 3 月 日

様

旭川市長 西 川 将 人  
(建築部市営住宅課担当)

参加意思確認結果通知書

令和 3 年 月 日付けで提出のあった参加意思確認書について、次のとおり結果を通知します。

公 募 日	令和 3 年 3 月 1 0 日
件 名	市営住宅退去者滞納家賃収納業務委託
応募要件該当の有無	有 ・ 無
応募要件を満たさないとした理由	
注 意 事 項	